

## 申告期限(3月16日)までに申告を済ませましょう

市・県民税の申告受付は、2月16日(月)から左記の日程で行います。  
この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料にも  
なりますので、忘れずに申告しましょう。

申告書は1月末に郵送しました。申告書が送られていない方で申告する方は、市民税課(東  
飯庁舎事務棟2階)、田沼、葛生総合窓口課に申告書がありますので、ご利用ください。  
※市ホームページ「書類ダウンロード」からダウンロードできます。

### 【申告受付の日程・会場・対象町名(住所)】

日付	受付会場	受付町名
2月16日(月)	飛駒センター(支所)	飛駒
2月17日(火)	野上センター(支所)	御神楽・長谷場・白岩・作原
2月18日(水)	田沼中央公民館 小ホール(3階)	石塚・山越・戸室・岩崎
2月19日(木)		小中・山形・梅園・閑馬・下彦間
2月20日(金)		栃本・戸奈良
2月23日(月)		小見・吉水・新吉水・ 吉水駅前1丁目~3丁目・船越
2月24日(火)		赤見・出流原・寺久保
2月25日(水)		田沼
2月26日(木)		城北地区公民館
2月27日(金)	堀米	
3月2日(月)	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
3月3日(火)	吾妻地区公民館	大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川・ 免鳥・村上・上羽田・下羽田・高橋
3月4日(水)	葛生あくとプラザ	中・豊代・牧・仙波
3月5日(木)		葛生西1丁目~3丁目・宮下・築地・富士見 鉢木・長坂・嘉多山・あくと・山菅・会沢
3月6日(金)		葛生東1丁目~3丁目・多田
3月9日(月)	勤労者会館	久保・相生・高砂・万町・伊賀・本町・ 大蔵・朝日・大町・大橋・天明・大和・亀井・ 金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹
3月10日(火)		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名
3月11日(水)		上台・七軒・植野・植上・寺中
3月12日(木)		植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田
3月13日(金)		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・栄・西浦・ 鏡塚・黒袴
3月16日(月)		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・ 関川・町谷・伊勢山

●確定申告の問合せ  
佐野税務署 ☎(22)4366  
●市・県民税の問合せ  
市民税課 ☎(20)3008

【受付時間】 飛駒支所、野上支所、氷室地区公民館は午前9時30分~午後3時  
それ以外の会場は、午前9時30分~午後4時

### ○申告に際してのお願い

- ① 混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください。※都合がつかない際は他の日でも可
- ② 申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません。
- ③ 給与や年金収入のみの方の確定申告相談は、市開設の申告会場でも申告できます。ただし、平成26年中に入居された方で、住宅ローン控除を申告される方は、税務署での相談・提出となります。
- ④ 給与や年金以外の所得のある方、または申告書の控えに税務署の收受印が必要な方の確定申告相談は、市開設の申告会場では行いません。佐野税務署での相談・提出となります。
- ⑤ 住宅ローン控除を受けようとする方で、年末調整での控除を行っていない方は、申告期限(3月16日)までに申告してください。
- ⑥ 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得で、支払われる際に市・県民税が源泉徴収されている場合は、申告不要です。ただし、所得控除等の適用を受けるため、他の所得と一緒に申告することもできます。申告をした場合、配当所得や譲渡所得は合計所得に含まれるため、国民健康保険税などの算定や扶養の判定、各種給付(所得基準)に影響が出ることがありますので、ご注意ください。

※本紙16ページにも「税務署からのお知らせ」を掲載しています。  
合わせてご確認ください



## ○申告書の書き方

申告書をご自身で書く場合は「申告書の書き方」をご確認ください。事業(営業、農業)所得、不動産所得がある方は収支内訳書も作成してください。なお事業の規模に関わらず、所得税の申告が必要ない方も、平成26年1月から記帳・帳簿の保存が義務付けられています。

## ○受付会場に持参するもの

- ① 市・県民税申告書(受付会場にもあります)、または、確定申告書(税務署から郵送されている方)
  - ② 印かん(認め印)
  - ③ 所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の方は源泉徴収票など)
  - ④ 事業所得(農業所得を含む)などのある方は、収支内訳書(収入や経費を記載した帳簿や領収書など)
  - ⑤ 平成26年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
  - ⑥ 障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など
  - ⑦ 医療費控除を受けようとする方は、平成26年中に支払った医療費の領収書(保険などで医療費の補てんを受けた方は補てん金額のわかる書類も持参) ※医療費の合計金額をあらかじめ計算してきてください
  - ⑧ 寄附金税額控除を受けようとする方は、寄附金受領証明書
  - ⑨ 住宅ローン控除を受ける方は、税務署からの住宅借入金等特別控除額の計算書、金融機関の年末残高証明書
- ※給与所得者で年末調整を受けた控除以外の各種控除(雑損、医療費、社会保険料、扶養など)を受ける場合や、年金受給者が扶養親族等申告書で申告した控除以外の控除を受ける場合などは、申告が必要となります

**○受付会場に来られない方** 申告書は郵送でも提出できます。また、家族など代理人に依頼することもできます。

**【郵送先】** 確定申告書→佐野税務署 〒327-8601(住所不要)、

市・県民税申告書→市役所市民税課 〒327-8501(住所不要)

## ご存じですか?「e-tax」(確定申告の電子申告)

住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方は、所定の手続きをすることで、ご自宅に居ながら確定申告が提出できる「e-tax」がご利用できます。また、住基カードをお持ちでない方も、国税庁ホームページから確定申告書を作成することができます。詳しくは同ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 平成27年度から市・県民税は給与天引きへ

給与所得者(サラリーマン・パートの方など)の市・県民税は、給与支払者(事業主)が給与から天引きして、まとめて納入する決まりになっています。

給与所得以外に収入があって、その分の市・県民税を給与からの天引きとは別に自分で納付したい場合は、申告が必要です。申告書の住民税(市・県民税)の徴収方法の欄で、「自分で納付」にチェックを付けてください。ただし、申告の内容によっては自分で納付できない場合があります。

## 平成27年度分から適用されるおもな税制改正 ※詳しくはお問い合わせください

①住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充 個人住民税の住宅ローン控除は下記の表のとおりとなります。

	改正前	改正後	
居住年	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額などの5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額などの5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額などの7%(最高136,500円)

※個人住民税の住宅ローン控除は、所得税額から控除しきれない場合に限度額の範囲内で住民税から控除するものです。平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。

②上場株式等の配当・譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の特例措置が平成25年12月31日で廃止され、平成26年1月1日以降は20%(所得税15%・市県民税5%)の税率となりました。

なお、平成25年から平成49年までは所得税(平成25年:7%、平成26年以降:15%)に復興特別所得税(平成25年:0.147%、平成26年以降:0.315%)が加算されます。

